

## 戸畑区議事録（要旨）

番号	区	自治区会等	日付	時間	質問	回答
1	戸畑	戸畑区	R4.8.11	11:00	修正案の中に私有地や私建物は含まれているのか。含まれている場合、その所有者は賛成なのか。	私有地は含まれているが、私建物は含まれていない。市街化区域を希望する人は候補地から外している。未開発地で意見がない箇所は、候補地のままにしている。
2	戸畑	戸畑区	R4.8.11	11:00	空き地を譲り受けたが、増改築もできず活用しようがない。また、今回の取組は憲法違反ではないのか。	現状は市街化区域なので、関係法令に適合していれば建築できる。現状で候補地のままであれば、意見書をいただければ市街化区域に修正する。この取組は法令等を踏まえ、適切な手続きを経て進めている。調整区域になると土地利用が制限されて固定資産税の評価額が下がる可能性があることや、引き続き居住は可能であることなど、これまで説明させていただいた内容に理解いただける箇所を調整区域に見直す考えである。このような状況から、市としては憲法違反と考えていない。
3	戸畑	戸畑区	R4.8.11	11:00	市は縦割組織で横の連携ができていない。区役所に聞いても何も知らない。	各区のコミュニティ支援課に窓口を設置しているが、対応できていないのであれば申し訳ない。
4	戸畑	戸畑区	R4.8.11	11:00	親族の所有地が修正案に入っている。調整区域になったらどのようなようになるのか。また、その土地で災害が発生した場合、市に対応してもらえるのか。現実的に個人で対応するのは、金銭面等の負担から不可能である。	調整区域になると土地利用に制限がかかるが、都市計画税の負担が無くなる。災害対応は土地所有者による対応が基本だが、条件を満たせば県が崖対策をする場合もある。また、条件を満たせば相続の際に国に土地を帰属できる「国庫帰属制度」が制度化されている。
5	戸畑	戸畑区	R4.8.11	11:00	牧山地区は北九州市の中心に位置し、災害の発生もなく、候補地になるのは間違い。地域住民が総出で反対運動を行うなど、費用面も含めて相当な負担を負った。結果、地域住民の希望通りの修正案となったが、地域に混乱を招いた。これらの事態に対して、課長など責任ある人間が謝罪すべきだ。	客観的指標を用いて、皆様の意見を伺うため提案として候補地を示した。しかしながら、市は関係者の意見を聞かず候補地のまま調整区域への見直しを進めるとの誤解を生み、不安を招いたことは反省すべきこととして、少しでも早く修正案をお示しさせていただいた。牧山地区で大きな混乱を招いたことは申し訳ない。
6	戸畑	戸畑区	R4.8.11	11:00	なぜ市は最初から修正案の範囲を候補地として示せなかったのか。候補地は大幅に修正されており、市は何をしたかったのか理解できない。 ①住民の土地・建物の活用に制限をかけ、②住民が培ってきた生活を踏みにじり、住民同士の繋がりも絶ち、③都市計画審議会を含め、この取組の計画自体もずさん、というこの取組に対する総括だ。 市は住民から大きな課題を投げつけられており、今やるべきは住みよくなる具体的な対策だ。国でも新たな取組が進められており、市として安全・安心に繋がるまちづくりをしてほしい。	今後も皆様の理解を得ながら、また、国等の動きも注視して安全・安心なまちづくりに繋がる対策を進めていく。
7	戸畑	戸畑区	R4.8.11	11:00	土砂イエロー・レッドに指定されて土地は売れず、税金の支払い義務だけがある。そもそも、災害をきっかけにこの取組をすすめるのでもいいかなものか。候補地に開発の許可を出した市の責任もあるのではないか。	土砂イエロー・レッドは県が指定し、市がこの取組の安全性の客観的評価指標として使わせていただいた。開発許可も含めて、都市計画は社会経済状況を踏まえて適宜見直されるものである。この取組は、少子高齢化や災害の激甚化・頻発化などの本市の課題を踏まえて着手しており、ご理解いただきたい。